

第7章 屋外広告物のルール（景観法第8条第2項第4号イ関係）

1. ルール設定の考え方

屋外広告物は、さまざまな情報を提供してくれたり、街を活気づけてくれたりしますが、無秩序に表示・設置されると、良好な景観が損なわれる可能性があります。

そこで、建築物や工作物とともに、屋外広告物についても、表示・設置に関するルール（誘導基準）を定めます。表示面積などの具体的な基準については、景観計画に即し、弘前市屋外広告物条例に定めます。

2. 屋外広告物のルール

屋外広告物の表示・設置について、良好な景観の形成のために必要なルールを次のとおり定めます。

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観特性や景観づくりのための方針を考慮すること。 ・景観形成重点地区、眺望景観保全地区、大切にしたい場所・眺めに該当する場所では、それぞれの地区に定められた景観形成基準に適合すること。
配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、突出感や圧迫感を与えない配置・規模とすること。 ・道路や河川、公園等の公共の場所に接する部分からは、できる限り後退し、ゆとりのある景観の形成に努めること。 ・主要な道路や河川などに近接する場合は、背景の山並みや田園景観への広がりのある眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない配置・規模とすること。 ・現在の地形や敷地の持つ特性を活かした配置・規模となるよう努めること。 ・表示内容の整理・集約（集合化）など表現を工夫し、必要最小限の規模とするよう努めること。 ・景観形成重点地区では、弘前公園内及び大森勝山遺跡から見えない配置・規模とすること。 ・眺望景観保全地区（弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区及び蓬莱橋からの最勝院五重塔の眺めを保全する地区）では、定められた視点場から見えない配置・規模とするよう努めること。 ・眺望景観保全地区（大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区）では、定められた視点場から見えない配置・規模とすること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観や背景となる景観との調和に配慮し、違和感のない形態意匠とすること。 ・周辺や通り沿いで特徴ある街並みがある場合は、その連続性に配慮した形態意匠とすること。 ・周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に努めること。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観や街並み、背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、けばけばしくならない色彩とすること。 ・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観や街並みに配慮し、照明機器は必要最小限とするよう努めること。 ・照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにすること。